

令和4年5月26日
皇宮警察本部

契約等の手続きにおける押印等の省略について

契約等の手続きにあたり、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることについて、お知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 請書
- (2) 見積書
- (3) 請求書
- (4) 納品書又は役務の完了を確認する書面

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』 の氏名及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先

を必ず記載してください。

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先

皇宮警察本部会計課

電話(代表)：03-3231-3115

装備係（内線：2242）

営繕係（内線：2282）